

○議長 小田 武人君

9 番、辻本議員の一般質問を許します。辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

9 番、辻本です。通告書に従って質問をさせていただきます。件名 1、町営墓地の利用についてお尋ねさせていただきます。

皆さんも御存知のように、お彼岸やお盆にはですね、先祖供養のお墓参りをするということが、日本国民はもとより、世界中の民族の習慣でもあります。私のもですね、質問の主旨でございますが、芦屋町には、いくつかのというか、もう 5 カ所とわかっていますが、5 カ所の町営墓地がありますけれども、今回の質問の内容は、町が管理している墓地にですね、墓を建てたいが、墓地を借りることができないとか、管理状況がよくないとか、そういった声を聞いておりますので、その利用、管理状況についてお尋ねをさせていただきます。答弁は簡潔にお願いをいたします。

まず、要旨 1 の町営墓地の箇所数及びお墓の基数はどのようになっていますか。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

町が管理している墓地は 5 カ所で、お墓の総数は約 1, 8 0 0 基となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

今、5 カ所という話でございますが、じゃあですね、その 5 カ所の中で、今、利用可能な区画はいくつ、何基ありますか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

5 カ所ございますが、利用可能な箇所というのは、実は平成 1 0 年度に鶴松墓地について新規使用者の募集を行って、1 2 区画に対して 2 6 人の申し込みがあつて、全て借地ということしておりますので、どの墓地も若干の空き地はございますが、ほぼ満杯状態ということでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

今、鶴松のお話がありました。その他もろもろ少しは余裕があるという話でございますが。私
です、実は 5 カ所全部歩いてきております。整備の仕方によってはまだまだ十分入れる余地は
あるというふうに思っております。

ではですね、墓地を借りる場合、貸し付けなのか分譲なのか、どちらでしょう。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

町内にある 5 カ所の墓地は、鶴松墓地はその土地が国の国有林となっておりますが、それ以外
は全て町有地となっておりますので、全て使用に対して借地ということしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

ちょっとわかりにくかったんですが、借地ですか。私は貸し付けか分譲かということを知って
います。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

すみせん、貸し付けということでございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

では、貸し付ける場合ですね、使用料として一区画いくら徴収してありますか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

貸し付けに関しまして、使用料等は一切無償となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

平成 28 年第 1 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

今、使用料は徴収していないということでございますけれども、では、利用者と町が契約するときに、無料でいいというふうになっているんですか、どうですか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

現在、町営墓地の貸し付けにつきましては、町では墓地関係のマニュアル、それと、墓地の利用状況等の様式等を定めて事務を行っております。この中で、借地に関して特段の使用料というものを町で定めておりませんので、新たに貸すときについても、使用料がいくらということは明記しておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

わかりました。

では、次に行きますが、鶴松墓地についてちょっと話、移りたいと思います。その今、鶴松墓地は国の用地ということは説明ありました。では国と町の中で協定を結んであるかと思いますが、その中には貸付料に関して何か記載がされておりますか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

鶴松墓地に関しましては、国有林野無償貸付契約書というものを福岡森林管理所長と芦屋町の間で契約を結んでおります。その中に第 3 条のところ、芦屋町は貸付物件またはこれに設置した施設を営利を目的として使用してはならないという文言がございまして、この鶴松の国有林を借りるに際しては、あくまで国との契約は無償ということで借り受けております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

国からの貸し付けの状況では、無償でいいということのようではございますけれども、まあ私、これちょっと不思議でたまらないんですよね。基本的に私は国のやつだから、国の土地をすれば無償かなと思っておりますが、その後、何か指導か何かあっておりますか。

○議長 小田 武人君

平成 28 年第 1 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

国の国有林等を貸し出す場合には、原則有償としなさいというような、会計検査院からの指導があつているというふうに聞いております。ですが、この鶴松墓地を借りた経緯というのが、昭和 14 年に芦屋飛行場ができるときに、飛行場予定地にあつた墓地を移設する、またほかの国有地にあつた墓地を移設するために、当時国の土地でありました鶴松の土地に移設した。その移設に当たって芦屋町内にあるから、芦屋町で管理しなさいというようなことはいきさつがあつたというふうに聞いております。ですから、あくまで芦屋基地にあつた墓地とか国有林は、そもそも国が管理するべきものだから、そこの土地を芦屋町が管理するといつて、そこを有償にしてまで、町で管理しませんよということがあつたというふうに聞いております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

この問題はですね、この件については国と町の関係ですから、非常に歴史が古い、長い歴史を踏んできているわけですが、その他の 4 地区、4 カ所といいますか、でも無償になつてい

るわけですが、私はこの町有地、俗に言う町営墓地を借りて無料でいいというのは本当に不思議だと思っています。

じゃあですね、墓地以外の町有地を借用する場合は、一般的には受益者負担という考え方で、やはり使用料徴収というのが一般的な考えではないかと思いますが、それからすれば、この今の対応はおかしいというふうに思います。

重ねて尋ねることになりますけれども、この私が考えている町営墓地というのはですね、今、ちょっと出ましたけども、利益を上げる必要はありません。けれども、地代は使用料、維持費は管理費という形で徴収をするという方向に持っていけないといけないと思いますが、いかがでしょう。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

芦屋町が持っている鶴松墓地以外の墓地でございますが、田屋墓地と大久保墓地、柏原にあります。この二つについてはそもそも地域の方が使用していた墓地ということで、現在は町の管理というふうになっておりますけれども、それぞれ墓地の管理は地域の組合の方が管理していただいております。聞くところによると、その管理組合の中で管理料というのは地域の方がお支払

平成 28 年第 1 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

いしているという現状があるようです。それと、御廟所墓地については、まだ芦屋町が山鹿村と合併する前から官有地の墓地であったと。ですから、それが芦屋町と合併して今の町有になった。ですから、もう随分前から墓地として使用されていた。そういったところで、現在引き継いでおるわけですが、そういった墓地を一律、その例えば維持費がかかっているの、管理料を取るといふことを今からするといふのは、いろいろ難しい問題があるのではないかといふふう

に考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

確かにですね、難しい問題があろうかと思えますけれども、一つずつ改善をしていくべきだと私は考えています。

では、次にですね、要旨でいきますと、3、4、5とありますが、5を先に進めさせていただきませんが、最近ではいつ公募したのか。次の公募時期はいつなのかをお尋ねします。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

最近では、平成10年にその鶴松墓地を12区画募集を行いまして、26人の申し込みがっております。次の公募の予定は特に決まっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

現状では、今、公募予定はないということですが、先ほど冒頭に言いましたけど、私、現場を見てきております。空き地があります。もう少し整備をしたら、まだできます。まあそういうことから考えると、もう少し住民サービスのためにもですね、整備を早急に対応すべきだと私は考えます。この件はいいです。

次に3と4のほうに移らせていただきますが、これ、一緒にお尋ねさせていただきます。管理状況についてということになりますが、墓地の管理の実態は、例えば草刈り、清掃、これは業者委託ですかどうですか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

平成 28 年第 1 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

○環境住宅課長 入江 真二君

墓地内の管理につきましては、町内業者に委託して行っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

先ほどから言っていますように、いいですか、土地はただで貸してあげてですよ、草刈りや清掃まで行政が行うというのは、私は過剰な住民サービスだと思っております。

ではですね、管理台帳はありますか、どうですか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

平成 13 年に現地を確認しまして、墳墓の配置図、それと台帳を整備しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

なぜ私、これお尋ねしているかということですね、たまたまこの窓口に町民の方が見えたときに、そのやり取りがあっていたとき、私はたまたま遭遇したんです。そういうことを聞いていますので、この質問をしているんですが、やっぱりですね、遠く離れてこの芦屋町に居住している方、そういう方たち特に墓を持っていません。したがって、やっぱり墓地を借りたいと言う方がおられるわけです。そういう方々の要望に応えなければならないと思いますけれども、そういう面では早急にですね、整備をする必要があるかとかこう考えます。

ではですね、墓地についての問い合わせや苦情、そういうったものが今までいくつかあったと思いますが、直近で結構です。どんな内容がありましたか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

墓地に対する苦情というか、今、辻本議員さんがおっしゃったように、いつになったら貸してくれるのかというような苦情はあっております。ただ、ほかに墓地の募集についてという苦情が年間どれくらいあるかということ、年に数回、一、二回あるかないかというところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

ではちょっと基本的なところをお尋ねしますが、墓地の管理条例はありますか。どうですか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

墓地の管理条例はございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

行政の所掌事務というのは、法律はもちろんですが、町の条例、規則、そういったものによって対応しなければならないわけですが、条例に定めてないことを今行っているというふうに私、感じます。そこらはどうしても理解がいかないところがありますけれども。私、調べてみたらですね、墓地、埋葬等に関する法律というのがあるんです。もちろん規則もあります。この中で、特に規則では、これは多分、県知事の許可がいると思いますけども、そういった許可証みたいなのはありますか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

墓地の納骨とか改装については、県からの市町村の委任事務となっておりますので、町のほうで事務をとり行っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

はい、わかりました。先ほど条例はないということですが、ここですね、最後になりますけど、町長にちょっとお尋ねします。

この問題はですね、町営墓地を設置してからというのが正しいかどうかわかりませんが、町営墓地になってから、長年にわたって過去の経過があつて、長年にわたって今まで町として管理を

してられています。これはもう当然、町長も御存知だと思いますけども。

あのですね、近年ですね、やっぱり遠方で暮らしている方で、先祖の墓を守ることはできないという方等はですね、最近納骨堂とか永代供養とか、そういう形で利活用されている方たちの状況もあることも知っております。また、無縁墓地化が進んでいると。まあそういう状況もあるようでございますが、いろいろ難しい面があると思いますけれども、リーダーシップを発揮されている波多野町長であればこそ、今、取り組むことができるんじゃないかというふうに期待をしております。

そこで提案でございますけれども、公営墓地は利用者による、先ほどちょっと言いました、利用者による管理組合、またあるいは、業者への委託方式で管理する方法もあると思います。そのためにも、やはり芦屋町独自の芦屋町の墓地管理条例を制定して、きちんと整備できれば、先祖代々の供養に対する利用者への啓蒙、あるいは住みよいまちづくりの一環にもなるのではないかと考えますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

非常に大事な問題であるわけでありまして、これはやはり、そうですね、まずは芦屋町の墓地の問題なので、そのみずからが職員でもそうですし、議員の皆さんでも芦屋のその墓地にまず足を運んだことがあるかという問題が大きく、その気持ちになるかどうかということだろうと思いますが。実は私も山鹿のいわゆる御廟所というところにうちの墓地があるんですが、いつもお参りするわけでございますが、やはり今、御指摘のあったようにですね、私ごとでございますが、私のところのお墓の周り、ほとんどが無縁仏化しております。明らかに、年にそう行くところではないんですが、お盆に行っても、もうすぐわかるんですね。お花が上がっていない、もうごみだらけ、周辺の掃除もしていないということですね。

実はこれ、私、議員のときに一度、確か質問したことがあるんですね。そうしたときに、非常に複雑な問題が絡んでおるということですね、複雑な問題というのは、例えばある地区では地域の方が今言ったように管理してると。そして皆さんでお金を出し合っているという地域がある。そして片一方では、自分のお墓はするけど、今、課長が言ったように、道路とか木を切ったりとか、水の用意とか、それは町でしてあげているということで。そのことに関しまして、じゃあ無償でどうかということなんですが、まずはですね、まずやらなくちゃいけないのは、私が個人的に思うのは、まず、ちょっとこれ一緒にしたらいけないと思うんですが、今まさに空き家対策でやっているんですけど、それと全く同じだなと思いました。ちょっと副町長ともちょっと雑談の中で、何日か前に話したんですけど、明らかにお参りをしていないところは、ちょっとテープか

何かでちょっと印してとかですね、何か方策をまず講じて、そのまず現況をしっかり把握すると。そして現況を把握した上で、その持ち主と連絡が取れるかどうか。そのお墓のですね。連絡が取れるかどうかということ、まずしなくちゃいけないと思うんですね。それさえ取れば、今、辻本議員が御指摘のですね、じゃあ周辺の雑木だとか、水とかそういうことは町がやるけど、あとの管理料というのをですね、条例をつかって、それは私は本義だと思います。そう高いものを取ろうというのではないわけでありまして。そうすれば、そのお墓がおのずと将来にわたって管理ができると。連絡が取れるとかですね。そういうことでまずやらなくちゃいけないのが実態の把握。そしてそれから階段を一つずつ進んでいくと、いきなり条例化して、はいそうですよと言っても、なかなかですね。持ち主がほとんど私はわからないと思います。あれだけお参りしていないということではですね。多分東京、今お一人暮らしの老人の方、高齢者の方、そして子供さんお一人おられたとする。東京、大阪、そして、そのこの芦屋の高齢者の方が亡くなる。そしてその結婚して向こうは、息子さんたちは向こうで霊園か何か買われるというような、例えばですよ、そういうような連鎖がかなりあるんじゃないかとそういう実態がですね。まず実態がどうなっておるかという調査をしないと、辻本議員の今の、非常にあの、人としていくためですよ。先祖供養という大事な、日本人のやらなくちゃならないことがですね、ないがしろにされるのではないかと思いますので、そのことから、始められるところからまず始めてですね、先では条例化に進んでいくと。いきなり条例化というのはなかなかできないと思いますので、このことは非常に大事なことだと認識しておりますので。何とか一歩でも進めていければいいなと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

今、町長がお話されたとおりですね、これ非常に難しい問題だとあえてわかって、私、問題提起しているのですが。そういう面で、一朝一夕でできる問題ではないとよくわかります。ただ、私が見て回った限りでは、何か所かあるのを公募しないというのはどうなのかなというふうに思います。本当に一方では無縁墓地化と言いますか、確かにあろうかと思いますが、そういうのも整理をしてどこかで、誰かの時代に整理をしないといけないわけです。したがって、私は今、リーダーシップを発揮されている町長がやったら、今、できるんじゃないかというふうに考えましたので、このように質問させていただきました。先々はですね、やっぱりきちんと管理料等は当然徴収すべきだというふうに思っていますので、これを頭においてですね、まあ特に担当課は、仕事はそういうふうに向けて頑張ってもらいたいと思います。

以上で質問は終わります。

平成 28 年第 1 回定例会（辻本一夫議員一般質問）

○議長 小田 武人君

以上で、辻本議員の一般質問は終わりました。